

社会福祉士会から見た現状と課題

成年後見制度利用促進専門家会議第2回運用改善等WG

公益社団法人日本社会福祉士会
理事 星野美子

社会福祉士会の基礎データ

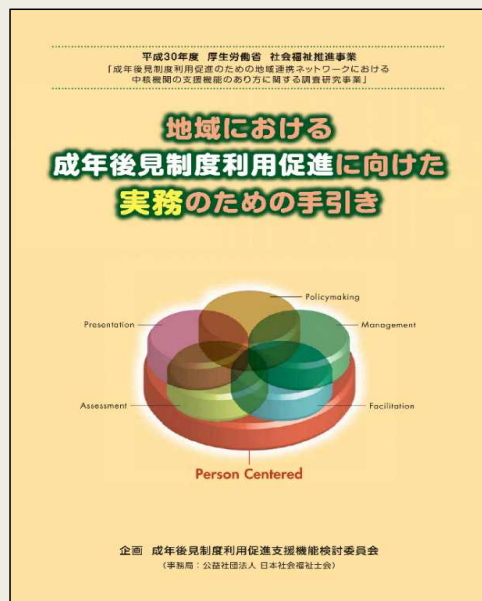
- 都道府県社会福祉士会会員数 42,631名 (2021/3/31)
- ぱあとなあ名簿登録者数 8,088名 (2020/1/末)
- 受任者数 5,990名 (2020/1/末)
- 受任件数 26,345件 (2020/1/末)

- 法人後見・法人後見監督を実施している都道府県社会福祉士会
 - 13都府県社会福祉士会
 - 法人後見等 464件 (2020/1/末)
 - 法人後見監督等 36件 (2020/1/末)

本会が受託した調査研究事業



地域における成年後見制度利用促進
に向けた体制整備のための手引き
(平成29年度厚生労働省老人保健
事業推進費等補助金)



地域における成年後見制度利用促進
に向けた実務のための手引き
(平成30年度厚生労働省社会福祉
推進事業補助金)



中核機関の立ち上げ・先駆的取組
事例集
～権利擁護・成年後見体制整備の
地域の取組ヒント集～
(令和元年度厚生労働省中核機関の
先駆的取組調査研究事業)



日常生活自立支援事業等関連制度と
成年後見制度との連携の在り方等
についての調査研究事業 報告書
(令和2年度厚生労働省社会福祉
推進事業補助金)

1. 社会福祉士からみた現状と課題

○意思決定支援の考え方が実務で活用されていく必要性からも、類型によって異なる支援とはなりえないのが身上保護の特性（後見類型だから本人の意思を確認しない、ということにはならない）。

○意思決定支援や身上保護の重視が強調され、社会福祉士への受任の期待が高まるが、制度創設初期から関わって来た会員が高齢となり、受任が困難、または受任を継続することが適切ではなくなる場合もある。

○社会福祉士会に候補者推薦を求められても、応えきれなくなっている。

○無理をして受任をすることで、不適切な後見事務あるいは不祥事につながる危険性がある。

1. 社会福祉士からみた現状と課題

○会員側の事情（高齢、疾病、転職、転居等）により、交代が必要になる事案がここ数年全国的に増加しており、日常的な状況把握と早期発見、早期対応が求められている。

○報酬が全額もしくは一部得られない案件が全体の4.72%存在している（2020年2月報告に基づく。一部の県社会福祉士会のデータが反映されていないため、実際はもっと多数存在すると考えられる）。

○他団体との連携では、精神保健福祉士協会とは、受任件数や受任内容について、会員の同意を得て情報共有できるような仕組みを構築した。

2. 後見人等の交代の実態

① 専門職から市民後見人へ交代し、専門職が監督人となった事案

選任時は在宅独居だった被後見人が、さまざまな経過ののちに施設入所となり、施設での生活が安定したことからより身近な後見人として、市民後見人に交代することについて本人に提案し本人も希望した。支援機関（社協）と協議し、家裁に上申。専門職後見人が監督人となり、市民後見人が単独で後任に選任された。

② 単独選任された親族に家裁の要請から複数後見となり、後に親族が辞任した事案

知的障害の本人の後見人である母が体調不良となり、家裁への定期報告が滞ったことから家裁から団体へ後見人候補者の推薦依頼が入った。専門職はいきなり交代するのではなく、1年間母と複数後見人として本人・母と関係性を構築。母は状況を見守り、1年後の定期報告のときに辞任。専門職単独後見人となった。

2. 後見人等の交代の実態

③ 本人や関係者からの要望を受けて、新たな候補者推薦を打診した事案

現状では、本人や関係者からの要望だけでは後見人等を交代することは難しいのが実情である。このような要望があった場合は、後見人等である会員とよく話し、後見人等の事情による辞任を家裁に相談することを勧めている。その場合は、後任となる新たな候補者を推薦する準備をする。

④ 法人後見の活用

社会福祉士会では現在13都府県社会福祉士会が法人後見等、法人後見監督等を担う体制を整備している。それぞれの会の規定に基づき、個人後見から法人後見への交代、法人後見から個人後見への交代を家裁と協議しながら行っている。

3. 運用、法改正で改善すべきと考える事項

(1) 類型について

- 申立時に類型を検討する際には、主治医の診断書による「判断能力についての意見」でどこにチェックがなされたかだけでなく、「本人にとって必要な代理権や同意権は何か」という視点、また、そのことについて本人はどのように受け止めているか（同意をしているのか、同意が難しい状況なのか）を総合的に考慮して行われる必要があると考える。
- また、申立ての段階においては、どのような状況にあったとしても、本人への説明や本人の意向を確認すべきであり、それが困難な状況であっても制度利用が必要であるという判断は、チームとしてなされたものを検討支援会議等で確認する必要があると考える。
- 虐待等の場合は、緊急性が高く、また本人意思の確認が困難な状況や、本人の判断能力が低く見積もられる可能性が否定できず、類型については定期的な見直しが求められる。運用面での対応の限界があり、申立時に類型を振り分けるのではなく、すべてを補助類型の考え方で行き、上記のように本人の意思確認が困難で意思決定支援を超え、代行決定されたと判断される場合は、限定的な権限付与とし、また、期限を設定して見直しを行うことを法制度化する必要があると考える。

3. 運用、法改正で改善すべきと考える事項 (2) 報酬のあり方について

- 適正な報酬額と利用者が支払うことが可能かどうかの議論は別ものとして検討していく必要がある。
- 本人資産から報酬を受領できるとする現法が、本人資産からの報酬負担が困難な方のための利用支援事業の考え方につながっている（自分で負担できない場合は行政が予算化し、負担する）ので、本人の資産から直接報酬を受け取ることができる、という考え方を抜本的に見直す必要はないのか。

* 報酬のあり方の議論については、今後も、あらゆる立場（利用者、利用者家族、支援関係者や各専門機関関係者等、行政（中核機関等）、後見人等受任者や専門職団体）からの見解が、それぞれの地域で家庭裁判所と共有される仕組みが担保されることが望ましいと考える。また、個別事情や地域特性に応じた柔軟性が求められると考える。

4. 不正防止への取り組み

- 本会は、後見等を受任する会員への支援として、下記の取り組みを実施している
 - ①名簿登載のための研修受講（研修の基準を本会で定めている *参考資料）
 - ②年1回（または2回）の活動報告書の提出
 - ③インシデントレポートの共有と活用
 - ④損害賠償保険の加入
（保険事故に該当しない場合の被害者救済制度の創設）
 - ⑤単年度ごとの名簿登録審査
（審査項目は都道府県によって異なるが、倫理研修等を必須化している県もある）
 - ⑥第三者性を担保した業務監査委員会の設置
- * 第4回中間検証WGで不正防止への取り組み資料提出

4. 不正防止への取り組み

- 都道府県社会福祉士会の取り組み例

例) 「**意見・要望フローチャート**」を作成し、苦情になる前の早い段階から意見・要望として受け止める仕組みをつくとともに、明らかに本人に不利益が生じている場合は、**苦情申立につなげるシステム**を明確にしている。

問題が発生してからの対応ではなく、早い段階から相談を受けられる体制整備
孤立化させないさまざまな仕組みづくり（地区ごとのブロックによるサポート体制や、顔の見える関係性をつくる）。

情報が入ったときに、中核機関や家裁との連携は必須
（監督の立件や調査人による調査の必要性の共有）。

4. 不正防止への取り組み

■ 都道府県社会福祉士会の取り組み例

例) **家裁から定期報告の遅延等の情報提供**があった場合も、会員に連絡し、聴き取り等を行ったり、必要に応じて、家裁と協議したうえで、県社会福祉士会が**法人後見監督人**になって対応するなどの仕組み。

例) 不正の疑いに限らず、会員の成年後見活動に関する苦情等を受付けた場合は、**業務監査委員**等が申出者から内容を聴き取りや当該会員との面談を行う。
面談の結果、本人の意向を考慮したうえで、成年後見人等の交代について家裁と協議して調整した事例がある。

4. 不正防止への取り組み

- 誰もが身近で、都道府県社会福祉士会の会員である社会福祉士に対して不平・不満や苦情を申し出られる環境を整えるため、全国47都道府県社会福祉士会事務局に苦情の受付を行う窓口を設け、職能団体として適切に対応している。
(公益社団法人日本社会福祉士会HPより)

綱紀事案や処分案件については、規定に基づき事実を公表する。

これらの事実を公表することで、信用失墜行為が二度と起こらないよう、一人一人の会員が我が事として受け止め、団体一丸となって、信頼回復に努める。

5. 社会福祉士および社会福祉士会に期待されていること

社会福祉士には二つの役割がある。

1つには、所属する組織で相談業務等を担う職種としての役割。

2つには、後見人等としての役割。

いずれの役割においても倫理綱領に基づく実践が期待されている。

そして、意思決定支援は社会福祉士の実践の基本である。

(『実践成年後見92号』「意思決定支援の実践者たる社会福祉士の役割」 西原留美子執筆より)

* 本会は、2019年7月に『意思決定支援実践ハンドブック』(民事法研究会)を発行した。

5. 社会福祉士および社会福祉士会に期待されていること

前記二つの役割が期待されていることに加え、3つめの役割として、市町村で設置が進む中核機関において、**中核機関の役割・機能を実践する職務を担う**こと、地域の専門職団体の一員として、**中核機関を支え、都道府県や家庭裁判所との連携を強化する役割**が期待されている。

中核機関の業務を担う社会福祉士へのバックアップや、中核機関で実施される検討支援会議や協議会への関与、都道府県レベルの協議会へのつなぎ役、家庭裁判所との連携を具体的に進める役割が、日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会に期待されると考える。

6. 専門職の活用を踏まえた 公的後見の体制整備について

1でも述べたとおり、地域の個別ニーズに応えることが、専門職団体の供給体制では限界に近く、制度の持続可能性においても問題となっている。

専門職団体の自助努力では解決しえない。

5で述べた3つめの役割を現実に機能させるためにも、第10回専門家会議で提出した意見のように、専門職の活用を踏まえた公的後見の体制整備に向けて、具体的な検討を始める必要があると考える。